

島本町総合計画審議会 第2回「第1部会」 要点録

(令和元年12月2日作成)

1	会議の名称	島本町総合計画審議会 第2回「第1部会」		
2	会議の開催日時	令和元年11月11日(月) 13時30分～16時10分		
3	会議の開催場所	島本町役場地階第五会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	総合政策部政策企画課 ※その他、第1部会所管分野に係る担当部局の職員も出席(健康福祉部、教育こども部)	傍聴者数	1名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	天沼委員、後藤委員、末岡委員、野間委員、八田委員、峯森委員、三村委員、山内委員、横井委員 (五十音順)		
7	会議の議題	1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて 2 その他		
8	配付資料	● 参考資料 参考指標一覧		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

開会

- 出席委員数の確認
- 配布資料の確認
- 傍聴の許可

1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて

部会長 それでは、案件1「第五次総合計画基本計画の策定に向けて」です。この部会は3回を予定しており、前回、第4章の途中まで審議を行いました。本日は、第5章の終わりまで、いろいろなご意見を頂戴して、次回、まとめ審議を行うという形で進めたいと思っております。

それでは、前回の続き、第4章の続きから審議を行います。

委員 (資料16) 28ページ、4-2-①の1つ目ですが、「小地域ネットワーク」という事業名と、「民生委員児童委員」の人というのが並列になっていないので、もし直す場合は民生委員児童委員協議会にするのか、そこが少し気になりました。2つ目で、「社会福祉協議会ボランティアセンター」のところですが、住民さんに誤解を招くといけませんので、ボランティアなど地域福祉の担い手のところを「地区福祉委員をはじめとするボランティア」というふうにして、地区福祉委員を入れていただきたいと思います。

それから、4-2-②の1つ目に、「コミュニティソーシャルワーカーを配置」と書いていますが、これは増員のことを言うのでしょうか。現在、社会福祉協議会では各地区に1名ずつ配置しているところですが、そこを金銭面でもう少し人を増やすのか、私は既に配置されているのにこれは増員をすることかなと考えましたので、どういうふうにするのか聞かせてもらいたいです。あとは、アウトリーチの専門的な相談に対する窓口の整備については、今、ワンストップが言われています。そのあたりをどうしていったらいいのか。これからの方向性という辺では少し大事なところかなと思いました。

部会長 まず、記述の仕方ですね。具体例を個別に入れるかどうかという部分と、「コミュニティソーシャルワーカーを配置」ということが増員という意味なのかどうかということですね。

事務局 小地域ネットワークと民生委員児童委員の用語の部分と地区福祉委員を入れるということについては、また整理、検討させていただきます。

コミュニティソーシャルワーカーの表現につきましては、現状で4人配置して久しい状態で、今の時点で増員は想定しておりません。記載は増員を指しているものではないですが、わかりやすいように、前回もこの部分についての意見はいただいておりますので、記載の検討をさせていただいているところです。

また、相談のところで、ワンストップやアウトリーチについては、総合計画の段階でどこまで書けるのかということもありますが、担当部局と調整させていただけたらと思います。

部会長 文章を見て勘違いがない形で変更いただくことと、例えば今キーワードが出ましたワンスト

ップ化ですとか、アウトリーチだとか、どこまで一般的な用語になっているかどうかはわかりませんが、そういった新たなワードについて、もし使えるのであれば使った形で修正いただければと思います。

委員 26ページ、4-1「参考指標」の「特定健診の受診率」です。ここの数字が今回出している参考資料と差異があります。

事務局 資料16の計画案に記載している37.4%が正しい数字です。参考資料の数値については修正します。

部会長 委員からご指摘がありましたので、出典等も明確にしていいただければと思います。

委員 4-2で、アウトリーチについて、私も町の困窮者施策について少し調べた時、例えば住民税の減免措置が失業したときにありますが、見せてほしいと窓口に行ったら、情報公開手続きしてくださいとのことで、情報公開しました。見せてもらいましたが、よくよく話を聞くと、生活が本当に困窮していますと言った人にだけ少し見せるみたいな形で、常時それを公開するということがあまり行われてないというところがあります。国民健康保険の減免措置もホームページとかにも上がってなくて、相談してきた人だけに教えますという形で言われている状況で、アウトリーチということを積極的に困窮者はなかなか自分から情報を仕入れたり相談には行けないので、積極的にこっちから宣伝したり、ちゃんとその人に届くようにするということが今の社会福祉の中で主流の考え方になっていて、国もアウトリーチという言葉を使い、ちゃんと届くようにしていくという方向性を出されていますので、例えばホームページに載せたり、どこかに住民税の減免措置があることを掲示したり、国は家賃の補助制度も失業したらありますよとか、あまり知られてない制度を、国民健康保険の府の制度ですが、3割所得が減ると減免が年度の途中でいけるんですね。そういうことをちゃんと掲示したり、生活困窮者に届くようなことをやってほしいと思います。少なくともアウトリーチという言葉を入れて、そこはここ10年意識的にやっていってほしいと思いました。検討してほしいと思います。

あと1点。ひきこもりの記述をぜひ入れてほしいと思います。国もひきこもりサポート事業をやって、補助も出して、市町村が積極的にやるなら推進しますという姿勢は示していると思いますが、特に最近、川崎や板橋区の事件とかもあって、ひきこもりの問題は地域福祉の中で取り組みもしていかないといけないという流れも強まっている中で、そこも項目、施策の方向で1つ入れておくべきじゃないかなと思います。

部会長 今のひきこもりというのは、子どもだけでなく青年もですか。

委員 そうですね。今、例えば40代の就職氷河期世代のひきこもり世代もすごく多いという状況で、それが50代、60代になったらどうなるのかということは国全体の方向性としても懸念されています。そこで、家族でかなり行き詰まっている状況の中で、何らかの支援が自治体の中でも必要とされている状況の中で、市町村としては考えていけないと思います。

部会長 ありがとうございます。ひきこもりの相談については、部署としてはどちらになりますか。

担当課 ひきこもりに関してですが、10年ぐらい前に子ども・若者育成支援推進法が制定され、自治体においてもひきこもりによって社会的な損失が大きくなるという中で、それらに対して医療的なケアが必要なのか、社会的な地域の中で支援していくのかということで、国として取り組むべき課題と位置づけられております。島本町におきましても、現時点では、計画策定等も含めまして、一次的には教育こども部の生涯学習課において、大阪府とのやりとり、文書のやりとりは行っております。いずれにしてもこれは障害とか福祉とか、いろいろな部分で関係各課が取り扱っていかねばならない課題であると思っておりますが、現時点では、町の中で明確にセクションとして位置づけられるものではないですが、今後こういった問題が島本町でも潜在化しているものもより顕在化していくと思われまますので、定めていきたいと考えております。

部会長 現状では、子どものひきこもりについては、教育委員会で対応されていたということですが、今ご指摘のあったように中年のひきこもりは、一般的な福祉の相談という形の位置づけになりますか。

事務局 一次的には教育委員会で対応しておりまして、ただ、その他で個別にそれぞれの福祉制度で支援している部分、障害者福祉や地域福祉、民生委員や社協、あるいは生活困窮者支援の部分で支援している中に、ひきこもりによって経済的に困窮することや、ひきこもりによって生活に支障を来して支援を要する方については、そういった既存の地域福祉の各種制度でのサポートという形で関わらせていただいている現状です。

部会長 町では就労支援の機関は、まだないでしょうか。

事務局 就労支援につきましては、いくつかの分野に分かれておりまして、人権まちづくり協会に委託しております地域就労支援事業は、比較的幅広く就労困難者に対するサポートを行っております。生活困窮者自立支援は、社会福祉協議会に委託していますが、生活困窮者全般を対象として、就労支援とその前段階の訓練からサポートしていく、いずれもハローワーク等と連携しながら、ということです。それとは別に、障害者福祉では、福祉事業所を中心に障害者の就労支援や通所による福祉的就労などを支援しています。

部会長 そういった複合的な諸問題を処理するのは非常に難しいですが、記載するとしたら地域福祉でしょうか。

委員 そうですね。

部会長 より相談窓口を充実させるということだと思いますが、ひきこもり専門のというわけではないんですね。

委員 福祉全般で部署がまたがるということもあると思いますが、ここに1回来てもいいですよと

いう窓口をちゃんと部署の中で定めるとか、ひきこもりもここは対応してます、ということをも明確化はある程度して、どこに行ったらいいかわからないということになると思うので、記述していくことで、これまでにしていない施策に対しての意識が上がっていくのではないかと思います。

部会長 これはわかりにくいということですね。アウトリーチもそうですし、ワンストップ化もそうですし、今のところどこに相談に行ったらいいのかわからないですね。

委員 生活困窮者はワンストップで窓口はつくったんですが、ひきこもりについても、この部署に行ったらいいとちゃんと定めていければ。

部会長 その辺は行政体制の問題にもかかわってくるかもしれないですね。

委員 今おっしゃっている相談窓口のことについては、どこの市町村も多分ワンストップ化されていないと思います。でも、今後10年の総合計画ですので、それが本当にできたらいいなと思います。だから、それを掲げてもらうとうれしいですが、今どこもできていない、1つぐらいはあるかなと思いますが、そのような現状ですので、ぜひ島本町であれば望ましいと期待します。

部会長 それでは、4-3にまいります。より重要だと思われる部分等がございましたら、項目にかかわらずコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 総合計画の基本構想の時にも何回か発言させていただきましたが、やはりアンケート調査で高齢者の交通を充実させてほしいと町民からも多数出ていて、これから一番人口の多い団塊の世代が後期高齢者にこの10年になっていくということで、今の島本の交通、高齢者の保障だけで足りているのかというと、不足しているというのは住民の意見で多数出ています。コミュニティバスにするのか、福祉的な今のふれあいバスとして拡充するのか、いろいろ選択肢はあると思いますが、少なくとも高齢者の交通を確保するということは、総合計画の中できちんと位置づけていただきたいと思います。第2部会でもその意見は出ていましたので、交通はまたありますが、やはり高齢者福祉の側面もあるので、きちんと位置づけてほしいと思います。

部会長 14ページの公共交通、都市基盤、インフラも含めて公共交通をどうするのかという、高齢者、あと障害のある方、子育て世代といったところで、いわゆる交通弱者と言われている方々へのインフラの整備、もしくは都市交通の整備というところですが、今委員がおっしゃったように、主に高齢者向けの交通をどう確保するのかというところですね。

現状では、介護タクシーといった事業は町としてされているのでしょうか。

事務局 現状では、第2部会の所管の2-3「都市基盤」に交通関係を記載しております。その現状と課題の中で、現在の町内の地域公共交通は、路線バス、タクシー、福祉ふれあいバスがあり、今後の問題として、高齢化による免許の返納であるとか、要介助者の増加などがあるので、誰

もが移動しやすい交通環境づくりを、ということで、ここは高齢者に特化したわけではないですが、高齢者の部分にフォーカスを当てて書かせていただいております。施策内容としては、「高齢者や障害者などの外出支援や移動手段の確保に努める」という表記をしております、この中には、現状で実施している「福祉ふれあいバス」の運行や、「移送サービス」等のタクシーの支援、そういったものも含めているところです。

部会長 今後、高齢者の方々にいかに外に出ていただくかということは非常に大事です。バスもそうですし、今の外出支援ということですね。2-3の15ページですね。

委員 ここで記述があるということですが、今もふれあいバスは運行されていて、確保していますと言うことはできますが、やはり量的な増大がアンケートではすごく意見があります。きちんと量的な増大が見込めるような記述に、この部分で書かれているのであれば記述をしていただきたいなと思います。現状どおり確保していますということで10年続くと、今でも少し満員ぎみなので乗りづらいという意見は出ていて、実際あまり使っていなかったり、1時間に1本とか2時間に1本とかで便数が少ないので使いづらいという意見は聞くので、量的な増大に努めるということをも1つ明確化していただきたいと思います。

部会長 財源等の関係もあると思いますが、何かそういった予定はあるのでしょうか。

事務局 現在、総括的な記載にさせていただいていますが、現時点で例えばバスを拡充するとか、別のものに変えるという計画はございません。既存制度である福祉ふれあいバスは、拡充を繰り返してきました。福祉ふれあいバスやタクシーの支援制度といったもので高齢者等への移動手段の確保については対応しているところであり、ただ、2-3「都市基盤」の現状と課題でも示しているように、今後、高齢者等の増加を踏まえて対応していく必要があるということで、それらも踏まえた形で、「今後も移動手段等の確保に努めていきます」という方向性を書かせていただきました。

部会長 今後、高齢者の方々が増えていく、バスが満員で乗れないということも踏まえて、高齢者の数、もしくはそういったニーズに応じた形で足を確保していただくというようなことがもし記述できれば、お答えをいただければと思います。

担当課 福祉ふれあいバスの件でご意見をいただきまして、アンケートを見ていると、そのような意見もあったということですが、実際に満員で乗れなかったということは、年間で1回あるかないかです。午前中の方が外出される方が多く、午前中のほうが多い印象がありますが、何とか、今の体制で現状は賄えているのかなと思っております。先ほど、事務局からも拡充してきたというお話をさせていただきましたが、昨年度も目的や乗降場所、ルート of 拡充を検討して今年度からやらせていただいております。拡充をする時に、バス会社やタクシー会社にも町としてはこういう方向性で考えておりますということをお話をさせていただいたときに、向こうの反応は、福祉ふれあいバスが無料で乗れるものですから、そういう形で余り反応はよくなかったという状況もあります。先ほども財源のお話もしましたが、そういったところも踏まえて

検討していくべきものであろうかなと思っておりますが、現時点で担当部局としては、今の福祉ふれあいバスについては、増便であるといったところまでは考えていないというのが現状でございます。

部会長 いずれにしても高齢者の方の交通を確保するといったことで、記載をお願いしたいと思います。オンデマンドでタクシーを呼んだりとか、結果的にそのほうが安かったりはしないでしょうか。

委員 たぶん町が狭いです。巡回の回数が少ないから、帰りが苦勞するから外出を控えていこうとか、意見はすごく来ています。あとは、指定席が結構決まっているから座りにくいといったことも聞いたりとか、だから少し量がふえたらもっと外出しやすくなるのにといい意見があります。

部会長 外出支援も踏まえて、全体的に検討いただけるようにしていただければと思います。

委員 30ページ、4-3-⑤「高齢者の権利擁護と安全確保」のところで質問ですが、市民の後見制度の現状がどうなっているのかわからないです。そこは考えていないということでしょうか。

事務局 ⑤の高齢者の権利擁護ですが、こちらは成年後見制度の利用促進、虐待防止の取組を書いています。この中で、「成年後見制度の利用促進」の中に、本町ではまだ市民後見人の養成や登録制度は実施しておらず、他市では取り組んでいるところもありますが、伸び悩んでいる部分もあるとも聞き及んでおります。やはりどうしても責任が重い。市民が講習を受けてやっても、後見人として務めないといけませんので、なかなか難しい部分もあるとは聞いていますが、国等ではそういった市民後見人や法人後見という形で、後見制度の部分をもう少し拡充していきたいという考えは持っているようです。本町では、将来的な課題という形になっている現状でございます。ここの現状の表現、成年後見制度の利用促進の中に、将来的なそういった拡充とか、支援の充実とかも包含している形です。

部会長 日頃そういった相談業務などをされていて、そういったニーズはやはり多くなってきているのでしょうか。

委員 詳しいことはわかりませんが、市民の後見制度についても、将来島本町でも検討していったほうがいいのかという思いで質問させていただきました。

部会長 なかなか制度自体が進まないといえますか、なり手がいないという問題もあると思います。ただ、やはり潜在的にそういった制度を利用したいという方はおられると思います。

委員 31ページ、4-4「障害者福祉」の項目の中で、前回の総合計画と大きく変わっているのは、「障害者地域生活支援拠点施設」という記述が、当然のことですが新しく出てきたというこ

とです。「同施設を中心として町と関係機関、事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが期待されています」とありますが、施策の方向にも、「施設を中心として関係機関、事業所が連携し、さまざまな障害や年齢に対応した総合的な相談支援を行います」と書かれていますが、何かここに問題を全部投げていないか、基本的に町の権限、責任の中で、これについてはこの社会福祉法人の経営にかかわる問題で、私たちが考えるのは、行政が明確な課題をもって、この施設を活用しながら町の障害者の自立したまちづくりを進めていくということが基本的なスタンスだと思います。町の基本姿勢が、一番上には、自立して尊厳と生きがいを持って地域の一員として安心して暮らすことができるまちづくりがありますが、この社会福祉法人にチェックを入れるのはどこで、住民のニーズをどこで取り込めるかという課題については、一切書かれてないと思っています。私自身は、島本町はとても昔から障害を持っている人たち、子どもたちからスタートして、手厚く、府内でも非常に特色あるまちづくりをしてきたと思っています。現状の課題についてはよくわかりませんが、障害者を必ず公的な機関が受け入れようかというのは、他市に先駆けて島本町がやっていたし、障害のある子についても相談機関がとても充実していたとされていて、今でも多分そうだと考えています。だからそれが一つの島本町の特色であるし、書かれる中においても誇りを持ってまちづくりをしましょう、頑張りましょうといった記述が必要ではないかという気がしています。

部会長 この表現が少し誤解を生むような表現になっているのかもしれないですね。いかがでしょうか。

担当課 障害者の地域生活支援拠点施設ですが、こちらにつきましては全てが運営法人で運営されているということではなく、相談業務につきましては町からの委託業務という形で行っております。運営法人では、総合的なコーディネートや各種相談に乗っていただくということでお願いしております。その中で例えば対応が難しいケースにつきましては、町と一緒に事業を進めていくということでやっております。また、そのほかの、例えばショートステイであるとか、就労継続支援B型の、障害をお持ちの方が作業をする事業がありますが、こちらにつきましては、町でも随時話は聞いておりますが、最終的な指定権限や監査の権限につきましては大阪府が管理しているということになっております。障害者福祉につきましては、全て丸投げというものではないですが、やはり民間でやっていただける分につきましては、民間のほうで各種相談であるとかをまず行っていただきまして、その中で対応困難な分につきましては町と連携しながら、あるいはいろいろなサービスを使っておられる事業所がありましたらそちらのほうと連携しながら対応をしていくということで、記載させてもらっております。

委員 運営法人に相談業務等をお願いし、多くの子どもたちがそこに通っているのは承知しているところですが、その行動の部分を何らかの形で書く必要があるということを言っています。町の責務でもって、当然不採算部分は当然出てくるわけであって、前の答申の中でも総合的に相談するセンターの記述があったりとか、行政の中でも責任を持って相談のコントロールをするような組織がありますよとか何らかないと、いろいろと課題を挙げていって、運営法人があつて、その施設を中心にして展開をするということであれば、町の姿勢がどうなんだろうという話です。

部会長 おそらく町が責任を持つだろうと思いますが、この記述だとそこが少し弱いということですね。町が連携してとなっていますので、その辺またご検討いただければと思います。

委員 先ほどの委員と重なるところもありますが、4-4で、「発達に課題のある児童や障害のある児童に対し、」という記述のところ、私が聞いた事例でも、町に相談に行ったらあっちの部署に聞いてください、こっちの部署に聞いてくださいといろいろ回されて、支援施策について総合的に町でわかっている窓口がないというか、ここにまず来てくださいと、ここでいろいろな関係機関や町のほかの部署に引き継ぎますということがなく、すごく苦労され、不十分な相談しか受けられなかったという話も聞いています。だからやはり、さっきの拠点施設の話でも、町の少なくともこの部署が担当していろいろな機関につながりますという責任性も必要だし、発達に課題のある児童や障害のある児童の相談窓口も、特に教育と福祉にまたがってどっちだということについて、責任を持って対応するということはきっちり書き込んでほしいと思います。これは保健、福祉、子育て教育とか並列して、結局どこで対応するかということがわかりづらくなっている典型的書き方をされていると思います。障害児童の相談についてということですね。

部会長 これもワンストップで対応いただきたいということですが、現状はいかがでしょうか。

事務局 今回、あえて各分野、保健、福祉、子育て教育と書いているのは、連携を強化していくという思いの中で書かせていただいている部分がございます。現状で保健部門でありますいきいき健康課や、福祉部門である福祉推進課で、障害児の福祉サービス等は主にこちらで扱っております。あと、子育て・教育の部分では、幼児教室等の療育や保育所等での支援保育といった部分で幼少期からかかわっており、実際に大きく分けて3つぐらいに分かれているのが現状ですが、それらを一本化して1つのセンターにということも難しい話で、それぞれで特色があったり、それぞれの部分で培ってきたものがありますので、目指すところは、ここで書いているように、なるべく切れ目のない支援ができるような連携体制の強化ということで、今後の方向性として、各分野がきちっと連携して、1人のお子さんに対して、幼少期から就学期と進んでいくに当たって、切れ目のない支援を築いていくという意味合いで、こちらの記載にさせていただいているところです。

委員 生活困窮者等に対しては、包括的な総合支援窓口をつくりますとやっていますが、障害児に関しては1つ抜け穴になっていて、すごく制度はいっぱいあって、縦割りでその部署の人はほかのところは把握していないし、私たちの部署のことしか知りませんという対応になってしまうので、既存の連携よりももう少し踏み込んだ対応が必要ではないかと思っています。

担当課 障害児という切り口でワンストップでの窓口、センターについては、この計画の中では定められておきませんが、後ほど審議する5-1「子ども・子育て支援」の中で、「子育て世代包括支援センター」は妊娠、出産、育児という各段階にわたって子育て支援を行っていくということについてのワンストップについては、今回改めてお示ししております。

ただ、これにつきましては障害に絞ったわけではなく、子育てにかかわって、そういったレスパイトの意味もあり、また医療的なケアもありといった、その内容に応じてさまざまな支援やセクションにつなげていくという、まず発端となるようなセンターであって、その後のステップにつなげていくようなセンターになっていくのではないかと、現段階では考えております。

現状ですが、今、保育所とか、また就園前の発達に関して一定サポートを必要とする子どもさんに対しましては、教育こども部子育て支援課におきましてさまざまな事業を行っております。子育て支援冊子を作成いたしまして、その中でも保育所での支援保育について記載するとともに、健康福祉部における事業につきましても、一応のサービスについてのさわり部分については述べておりますので、1冊手に取っていただければ、利用者については周知を図ることができるだろうというふうに考えております。逆に健康福祉部が作成しております冊子についても、同じように保育にかかわっての記述についても一定述べておりますので、1つの窓口ではございませんが、双方からPR、周知を図っているところでございます。

それと、それぞれの所管にかかわります職員が全てのサービスについて確かに精通しているわけではございませんが、一定、こういったサービスがあるということは全ての職員について認知はしておりますので、コンパクトな役場の中では、横の連携については他の役場と比べまして十分にスムーズに行えているのではないかと考えております。ただ、今委員が言われている障害児という切り口でのワンストップについては、今後の検討課題ということと、障害児につきまして今、就学前の子どもさんについて特に今申し上げたところですが、就学後になりましたら学校で支援学級であるとか、または支援学校という機関もあります。トータルで考えなければならぬ課題だと思いますので、いずれの時点でそういったセクション、センターというのを設けていくか、課題であると認識しているところです。

部会長 次の章ですが、子育て世代包括支援センターで一応、最初は受けていただけるということのようです。

委員 そのような記述にもしのできるのであれば、子育て世代包括支援センターで障害児の相談も含めて検討されるのであれば、一体の窓口の方向性が見える方向で検討していくような記述をしていただきたいと思います。

部会長 おそらくそれは人材の育成も町としても考えていただいて、担当者が変わったらまたわからないというのでは町民としては困りますので、その辺とも関係があるのかなというふうな気がいたします。

委員 32ページ、4-4-①「相談・療育支援体制の充実」の2つ目、「保健・福祉・子育て・教育などの各分野が連携し、」というところが私は引っかかっているのではないかと考えています。ここが包括されてない。ここに「連携し、」と書いてあれば、当然相談者に関してはその期待で出向くと思います。例えばこの4つのいろいろな担当部署の方たちが一堂に会してカンファレンスを行ってくださったら、他のところがやってくれる分野はそこでほかの分野の方がちゃんと納得できるでしょうし、その「各分野が連携し」が連携がとれてないというところが問題なので、この書き方には私は先ほどからお話を伺っていて、ここが「包括し」とか書かれる

と、包括するだけのためのやり方を役場は組む責任もありますし、組んでくださるだろうと、そうすれば解決するのではないかと思います。だから子育て世代包括支援センターは、やはりそれなりに赤ちゃんのところからずっとという、これは連携が多分とれていると思います。それと同じようなことが障害者福祉であり、高齢者福祉であり、やはりいろいろな専門家の方たちが一堂に会してその事案に対して連携して相談に乗る、解決に向けて努力するという、そのところが島本町の中でできあがっていくといいなと思いました。

部会長 「連携を強化し」でしょうか。

委員 その辺も含める表現がもう少し。このままだと既存の延長線上になってしまうのではないかと危惧しています。

担当課 今議論になっています支援のあり方についてですが、教育推進課としましても、平成26年の7月に厚労省が障害児支援のあり方に関する検討会が取りまとめられて、その報告書、今後の障害児支援のあり方についてがありますが、その中で障害のある幼児・児童・生徒に対するライフステージに応じた連続性のある縦の連携支援に加えて、今後は教育と保健、医療、福祉等の連携体制づくりが重要であり、そのような横の連携支援を進めるための具体策が必要と言われています。今地道に進めておりますのは、支援教育が例えばゼロ歳児から15歳まで、一応義務教育まで。さらにその後、就労も踏まえて18歳、20歳までとつながっていくことが理想であり、セクションごとにまた相談を1からやり直すということ为了避免のために、令和元年5月に島本町支援保育・支援教育推進ハンドブックを作成しました。その中では、0歳から15歳までの連続した支援、一貫とした切れ目のない支援をしていこうということでパスポート的な、支援を受けた、あるいは手当を受けた内容がしっかりとその子のニーズに応じたものが具体化されたものが引きずられていくようにということで検討を進めています。ですので、そういった意味の内容のものをここの文言のところに盛り込んでいくべきだなと思っております。事務局の中でも検討してまいりたいと思っております。

委員 34ページ、4-5-③「スポーツ・レクリエーション活動の推進」のところで、できれば2つ入れてほしいと思います。1つは、指導者の養成を現行計画でも記載されていますので、来年はオリンピック、いろいろなスポーツが今報道されている中からすると、島本町の皆さんの健康を守るという意味では、住民の中から指導者を養成していかないと、できれば健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供・指導者の養成に努めますとか、そういうことを1つ入れてもらいたいです。もう1つは、障害者スポーツ、パラリンピックがありますので、ぜひ障害者スポーツにも協力、支援していくという、この2つを入れてほしいです。少し戻りますが、高齢者福祉の中で、皆さんもご存じのように本当に災害が多いんです。そのときに高齢者が立ちおくれて亡くなる、子どもと高齢者は本当に自分でなかなか行動できない、判断できないということがありますので、災害時における高齢者の支援体制をどこかに入れたらいいなと思います。

部会長 まず指導者の育成のお話と、障害者スポーツですね。それと高齢者の災害。災害は災害弱者

という形で記載があります。前段の指導者の育成と障害者スポーツに関しましては、前回は記述があったということですが。

担当課 スポーツ指導者の養成ですが、現状ではなかなかそういったところには踏み込んでいません。ただ、島本町は各種スポーツの中でいろいろな団体があり、その中で指導等されていらっしゃる方がいまして、今後は指導者の養成とといいますか、まずは後継者の確保といった部分を含めて検討が必要ではないかと考えております。

事務局 障害者スポーツについてですが、32ページの4-4-②「自立した地域生活への支援」の中に、社会参加の支援の一環として、「スポーツなどの当事者活動を支援する」という記載もありますので、4-4に今のところ当事者活動としてのスポーツは入っている形になっております。ここで基本は対応している状況ですので、ご理解いただけたらと思います。

あと、高齢者の災害対応についてですが、こちらについては、19ページ、3-1-②「防災力の強化」に、高齢者だけではありませんが、「避難行動要支援者」への支援体制について、既に登録制度が動き出して、地域の支援機関の協力も得ながら進めています。こちらの避難行動要支援者については、高齢者、障害者、妊婦など、災害時に自力避難が困難な方を登録して、社会福祉協議会や民生委員児童委員、自主防災会など、さまざまな地域の支援機関に支えられて、いざというときにはそこでお声かけしたり、避難を手伝ったりという形で進めていく形をとっていますので、高齢者に特化したわけではないですが、災害時の要援護者とか災害弱者と言われる方については、3-1で対応していると考えております。

委員 高齢者福祉についてですが、先ほど福祉ふれあいバスの話が出ていまして、高齢者が地域へ出ていっていろいろな活動するために、福祉ふれあいバスが非常に歴史がありますが、これ以上に充実していこうとすると、やはり既存のバス会社とのあつれきがあるとか、そういう話もあります。でもやはりもう少し充実すべきかなと思います。高齢者に限らないですが、さらに踏み込んでバス会社と連携とかタイアップして、誰でも乗れるコミュニティバスの方向でもっと拡充をしていけないかと。有料でもいいので、そういうサービスへの移行も少し考えていてもらえればいいかなというのが1つあります。

もう1点、30ページ、4-3-①に、地域包括支援センターの機能を強化、充実を図るとありますが、このセンターが民間委託という流れで今進められています。その中で機能強化とか充実を図るとするのは、現時点で行政としてはどういう心づもりをお持ちなのか少しお伺いしたいです。

部会長 前段は、先ほど出た福祉ふれあいバスの件です。高齢者の交通を確保するという点でして、後段は、地域包括支援センターの現状と将来展望について教えていただければと思います。

担当課 地域包括支援センターにつきましては、令和2年4月から民間委託をするということで、今委託に向けた事務を進めているところです。機能強化の点についてですが、これまで長い間直営でやってきましたが、新たな認知症施策や医療連携の事業だったり、地域包括支援センターに加えて新たにやっていく施策も増えてきましたので、このたび、地域包括支援センターとし

て実際に総合相談とかをやっていく業務と、町としてやっていく業務を整理しまして、地域包括支援センターについては委託をして機能強化をするということで、委託の要件におきまして人員体制を今よりも強化することと、開庁時間につきましても現状は役場と同じ平日であるところを、月曜から土曜まで延ばした形で委託できるような形で、事務を進めているところです。

委員 前回のところにさかのぼりますが、4-1です。ここの現状と課題のところ喫煙という文字と、個人の健康意識の高まりとありますが、個人の健康意識の高まりだけではどうしようもないことで、喫煙ということで子どもの受動喫煙を守ってもらいたいと思います。前回意見しましたとおり、対象者を明確にすることによってメッセージ性を高めるということもありますので、例えば健康づくりの推進のところ、路上喫煙禁止地区を設けるとか、子どもの健康をしっかりと守る、そういう体制をつくっていくみたいなことを、どこまで書けるかはわかりませんが、書いていただけたらうれしいと思います。大阪市では罰則も設けた禁止地区を設けておられると聞きましたし、前回PTAで医師会の話を知っていると、直接吸わなくてもカーテンについた有害物質も吸い込むことがあるということも言っておられたので、この辺は丁寧にやってもらえたらうれしいです。

あと1つ確認ですが、32ページは「障害のある」、31ページは「障害を持つ」と記載されていますが、これは個人的には「障害のある」に統一したほうがいいと思います。

部会長 今の表現についてはご検討いただいて、前半の路上喫煙については、今、島本町は何かそういった禁止地域のようなものはありますか。

委員 ありません。そのため、例えば学校の周りとかについて考えてほしいということです。

部会長 大阪は他の地域より厳しいとお聞きしていますが。

担当課 たばこに関するご質問ですが、これまでも受動喫煙の防止や禁煙支援ということで、担当課のほうで「健康づくり事業・食育の取組における基本方針」ということで、計画に変わる方針を昨年度策定しました。その中の1つの取組項目の中に、たばこの項目も設けておりますので、方針の中にたばこのことを記載していることから、総合計画のほうでは大きな健康づくりという取組の記載にとどめているところでございます。

路上喫煙禁止区域については、現状本町ではしているところはありません。大阪府でも他団体で条例を制定して、進めているところがあるということは、もちろんこちらとしても把握はしているところですが、昨今、改正健康増進法や大阪府の中でも望まない受動喫煙を防止する条例も制定されておりますので、健康づくり部局としましては、法律や条例に基づきまして受動喫煙の防止については引き続き進めていきたいと思っております。路上喫煙の禁止区域を設けるかどうかは、まだ現時点では方向性が決まっておきませんので、そこについては計画に記載することは難しいと考えています。

部会長 個別の方針には書いてあるということですが、総合計画にどういう表現で入れるか入れないかについては、またご検討いただければと思います。

委員 地域福祉や高齢福祉に長い間かかわらせていただいておりますが、今までやっていただいた施策はすごく有効になっていきますので、これからもずっと続けていただきたいことが1つ希望です。それと、先ほど話に出ていました生活困窮者、それからひきこもり、これは本当に見えない部分で、困っていらっしゃるかなと思っても、お困りでしょと言っていけない。だから、本人さんたちが本当は困っていますと自分から申告していただければ、役場等からいろいろな対応、こういうところもありますよということも教えられるし、それぞれに対応していただけますが、生活困窮者、それとひきこもりの方は、やはり自分から言っていく勇気を持つことにもものすごくかかると思います。お会いできないとか、いろいろなことで対応がなかなか難しい部分があります。そこのところをうまく入れるような何かシステムができればいいなと思っております。

部会長 ちょうど今そういう時代の境目でしょうね。今までの申請主義的な行政から、ちょっとおせっかいな行政に少しずつ変わりつつある。ただ、そこはプライバシーの問題もあってなかなか難しいですね。今のお話は多分、子どもも含めて第5章にもかかわってくると思います。今委員がおっしゃったことはかなり宿題で、すごく難しいです。その点に関してだけでも議論になる部分ですね。

まず、第5章の説明を事務局からお願いします。

事務局 (資料16・基本計画素案の第5章について説明)

部会長 では、この章も含めてご意見いただければと思います。

委員 32ページ、4-4ですが、「障害者の社会参加を促進します」というところですが、明確に書いてほしい表現として、バリアフリーが、国会議員でもやっと国会でバリアフリー導入されている状況ですが、例えばJR山崎駅はエレベーターが懸念材料とせずとあると思いますが、公共施設や公共交通などでやはりバリアフリーということをきっちりこれから推進する姿勢を社会参加の一環として記述していただきたいと思っています。

34ページの4-5「生涯学習・スポーツ」のところですが、社会教育とは、どういう分野なんだろうと少し調べさせていただいたんですが、やはり子どもの放課後や青少年、若い世代の居場所づくりということも国としてはより進む方向に打ち出しているというところで、子ども・子育てニーズ調査でも、子どもの放課後の居場所とか、習い事、習えるお金のある世帯はいいですが、そうでなかったらスマホを渡して、親が帰るまで時間を過ごさせるといった状況が生まれている状況で、島本町の場合は、国の補助金がついていろいろな自治体で整備している児童館もつくってない状況の中で、青少年の居場所ということについて、生涯学習・スポーツの中でぜひ入れてほしいと思います。

事務局 バリアフリーに関しては、15ページ、2-3-④「まちのバリアフリー化」で、町全体のバリアフリー、公共施設、道路、住宅、民間住宅などのバリアフリー化を進めて、全体として福祉のまちづくりを進めていくということ、こちらで全体的に対応しているところです。

部会長 後半が居場所づくりですね。第5章のところには、37ページのところに「子どもの居場所・遊び場の確保」ということが項目としては上げられていますが。

委員 青年世代についても活動場所が必要だということで、青年世代、子育ての世代ではなく、それも必要だということが生涯学習の中で、社会教育の中で打ち出されているので、やはり子育てはそこで包摂されていますが、若者の活動場所を町としても考えていくということも、若者が活動する場所がないというところで島本町以外に出ていかないかなと思います。

部会長 島本はやはり少ないですか、そういうところは。

委員 少ないと思います。ふれあいセンターで囲碁とか将棋のスペースが年齢を問わず入っていいですよというふうになったりとか。

部会長 今、青年向けのそういった居場所が少ないのではないかというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

担当課 37ページ、5-1-⑦「子どもの居場所・遊び場の確保」というところについては、子どもさんですので、基本的には小学校の子どもさんが現在、都市公園で球技など遊ぶことができないような、いろいろ住宅環境などもありますので、そういった意味で、学校施設を開放して地域住民によるボランティアによるイベントの開催や、スペースを確保して、遊び場としてその場を子どもさんの創意工夫によって遊んでいただくというような意味合いで書いているんですが、今委員がおっしゃっておられるような青少年、青年世代についてのこういった居場所については、現時点では明確には記述はありません。5-1-⑧において「青少年健全育成」ということで、調査研究しながら今後どのような施策を打っていくかということについては、そこで言及しているところです。ただ、生涯学習でさまざまな子どもを対象としたイベントを行う際には、スタッフとして青少年の方がかかわっていただいて、さまざまな行政とのかかわりや子どもさんと連携して今後の担い手を育成していくという観点では、生涯学習で一定の役割を果たしているかというふうに思っているんですけども、まさしく言っておられるような居場所というものについては、今後の必要性、その是非についても含めて検討をさせていただきたいと思います。

委員 京都市とか高槻市とかだったら青少年センターをつくって、青少年活動全体とか、高校生とか中学生も含めて放課後活動するというものを行政として支援しようというものはつくっていますが、島本という小さいこの自治体の中で何ができるかということは検討材料だと思いますが。というのも、ふれあいセンターの廊下とかで青少年があふれてたりとか、座り込んで時間を過ごすとかをよく見受けられて、もう場所のなさということが如実に出ているので、島本町の中でどういう方向性が出されるかというのは要検討だと思いますが、方向性はこの10年必要なのではないかなと。より青少年がふえることが見込まれているので。

部会長 地域の活動のリーダーになっていただいたりとか。

委員 そうです。巻き込むということも必要だろうし、場所ということで活動が保障される。

部会長 勉強する場所とかも少ないでしょうか。

委員 そうですね。よく見ますね、放課後とか土日はね。きのうも大勢いました、ふれあいセンターに。

部会長 図書館は。

委員 シャベったりはできません。そのためふれあいセンターでも場所がありますが、結構年配の層と青少年の層でかち合っ、青少年が結構騒いでいるから使いにくいというふうになるかとも思いながら。でも、しゃべらないと過ごせないだろうし、青少年たちは。

部会長 どうしても高齢者の方と子ども子育て世代が先行するので、ちょうど間がなかなかそういう支援が行き届いてない部分があるのかもしれないですね。⑧のところは検討いただいて、どういった条件にするのか。今後、本当に調査研究しないといけないですね。37ページの⑧のところだと思いますが、現状はそういった支援が不足しているということのご意見ですので、ぜひ調査研究していただいて、関係団体、現状として島本町はありますか。

委員 私が島本町に引っ越してきました40年ぐらい前でしょうか、その頃はリーダーズクラブが非常に盛んで、そこから出た小さい他のグループも幾つかあって、まずリーダーになった人たちが若い小学生ぐらいを育てて、そこを卒業してまたリーダーになっていくという、非常にうまく動いていましたが、最近は大学での活動もかなり青少年に影響していると思いますが、島本町へ帰ってきてまで活動する時間がないのではないかなと。アルバイトと学校のサークル等でいっぱいなんじゃないかなと。リーダーズクラブでリーダーとして今動ける人がまず少なくなってしまうということです。ですから、例えば音楽系であれば島本町には和太鼓教室があって、それはいわゆる青年部というのであれば、その人たちの年代の活動の基盤にはなっているんですが、昔青少年が思い切り音楽をやれるように、野外音楽堂みたいなものをつくってもらえないかといった構想をつくり上げていきましたが、お金がなくてできないということで。今はキャンプ場もなくなりましたし、今はとてもやりにくい時代かなとは思っています。

あと、ふれあいセンター、夜の時間帯には、要するにロビーあたりに高校生あたりが随分たくさんいて、ふれあいセンターは本当に島本町住民にとって宝物だろうと思うぐらいよく活動の拠点になっていますが、今はお部屋を借りることは有料ですし、若い人たちが教室を借りて、お部屋でいろいろな活動をするということもなかなか負担かなと。その辺も考慮してもらえようになるといいのかなと思っています。

部会長 次世代の島本町をつくっていただくようにそういうリーダー、またご検討いただければと思います。

委員 子どもの居場所の見失いがちな青少年とありますが、場所という話もありますが、機会、チャンスという話もあると思います。夏休みの子どもの居場所は、担当部局の方々のご尽力で大分充実したと思います。ありがたくと思いますが、例えばスクールカウンセラーの充足率がどれぐらいあって、それがちゃんと足りているのかどうか、そういうデータも欲しいですし、もしくはそこを充実させていかなければならないということでしたら、そういった記載もぜひやっていただきたいと思います。

担当課 スクールカウンセラーのデータについては今手元にはありませんが、今、町内で学校に配置をしているスクールカウンセラーが3名います。教育センターにも配置をしています。その中で各小学校、中学校を割り振りながら、1人で2校またがって勤務をしています。その中では教育相談業務、年々増えておりまして、時間の中で相談を終えるということは非常に厳しい状態もありますので、回数としては、余剰の回数というのは今のところはない状態です。それを踏まえて、今年度も教育相談の回数を拡充したところですが、そのため、人員増や回数増等の夏休みとか、スクールカウンセラーの他の活用については、今のところなかなか検討しにくい状況にはなっているのが現状です。

委員 38ページの一番下のところに、今の教育課題で、「地域のつながりの希薄化とか少子化、核家族化、共働き家庭の増加などによって地域や学校の教育力の低下が懸念されています」とあって、要は、学校が地域の核になって、そこに住民やいろいろな町の人たちが学校へ入って行って一緒にまちづくりをしていくということが大事ですと明確に書かれていて、これはそのとおりで、推進していただきたいと思います。39ページの一番下のところですが、放課後学習支援の取組を推進しますという項目と、その下に地域の力を学校運営に生かす、地域とともに学校づくりを推進し、学校と地域が協働する新たな組織の設置を求めますと新しいことが書かれていますので、説明をお願いしたいと思います。

担当課 学校と地域が協働する新たな組織の設置を進めていきますという文言についての説明ですが、これにつきましては、今各学校では学校協議会というものがございます。今、国の流れ、府の流れでは努力義務ということで、学校運営協議会のほうに学校協議会を推移していくという流れが来ております。今年度4月1日から大阪の府立高校でも全ての学校運営協議会を設置しスタートをしているところですが、これについては、学校協議会と学校運営協議会、いわゆる片仮名で言いますとコミュニティースクールということになりますけれども、中身の問題もありまして、これまでも島本町の教育委員会の中でも議論をしてきたところでもあります。ただ、平成27年度に法律の改正があり努力義務化されましたので、5年をめどに学校運営協議会のほうに推移していくということで、この中に一応文言を入れております。ただ、学校協議会と学校運営協議会の違いと申しましても、地域の方々のご意見を学校運営に生かすという点ではほぼ同じでありますので、少し運営の仕方が変わってくるということになりますので、その辺についてはまた今後、詳しく進んでいく中でご説明も要るかなというふうに思っております。今の時点では、この文言で少し入れさせていただいて、この10年の間には確実に形が変わるという意味で入れさせていただいております。

委員 積極的に推進していただけたらと思います。

委員 保育所と幼稚園ですが、今、園庭開放とか教室講座とか書かれています、あと地域子育て支援センターの役割も果たすということで、役割がかなり増えてきています。5-1-④で「多様な保育サービスを提供します」という書かれ方をしていますが、やはり懸念するのは、現場のキャパシティオーバーです。ほかの時代よりもやることはふえているけど、多様な保育サービスを提供する、ただ待機児童の解消というので、つじつま合わせの人材確保に取り組みますとは書かれています、やはり多様な保育サービスを保障するための人員確保というのもしっかりやらないと、すごい保育現場、幼稚園の現場というのは疲弊していくのではないかなと思って、そこを明確化するような表現をしていただきたいと思います。

担当課 今のご指摘、ご意見に対してですが、まず保育人材の確保、かねてより課題となっていますのは、本町だけではなくて全国的な課題ということで、皆さんご認識いただいているとは思いますが。その中でももちろん数の確保もありますが、当然質を維持しながら、保育の人材ですので、人材をきちんと確保していくというのは、当然守るべきラインであるというふうには認識しています。

多様な保育サービスを提供しますという表現ですが、ここにも書かせていただいておりますとおり、公立保育所ということだけではなくて、民間の保育園ですとか、認定こども園、あと小規模保育事業所ということで、従来型の保育所ということではなくて、さまざまな形での保育施設というのが法的にも整備をされて、公立だけで完結するのではなくて、民間園も含めてさまざまなニーズにこたえていくと、そういうことをコーディネートしていくというのが行政の役割ということで認識をして、ここに書かせていただいております。

委員 園庭開放とか、やはり子育て世代の親とかに聞くと、保育園とか預けてないけどそういう開放日はすごく重要だし、頻度を確保してほしいが、現場の保育士さんたちが地域子育て支援センターとか保育園に預けてない子どもたちに対しての活動もしないといけないという状況になっている中で、人員がその活動の分だけちゃんと確保されるようにされないと疲弊するし、子育て支援センターの活動もうまくいかないのではないかと、片手間でやってしまう状況になってしまうのではないかと懸念は聞いたりします。それぐらいやっぱり国は、保育園とか幼稚園の活動というのをふだん預けてない子育て世代全体に広げるという方向で今施策を打ち出している中で、その分の人員をしっかり確保していくという方向性を打ち出してほしいです。この10年さらに進んでいく流れなので、そこを手抜かりにすると、この10年間、現場の疲弊だけ残るのではないかと懸念があります。

担当課 人材の確保ということでご心配をいただきありがとうございます。どのような表現をここで盛り込むのが望ましいのかというのは、検討はさせていただきたいとは思いますが、現実には園庭開放ですとか、そういった子育て支援施策は、それだけをプロパーですとやっていくよりは、例えば保育所で保育現場を経験した者が園庭開放についても従事して、広い視野を持って、保育所のお子さんだけでなく地域のお子さん全体の発達について見ていけるよう

なそういう人材を育てていくと、そういう視点も大事だと考えておりますし、この5-1-①で述べさせていただいております「子育て世代包括支援センター」、これは今計画中という形ですけれども、医療・福祉の分野と我々保育・教育の分野が連携をして、一元的にワンストップでサービスを提供できるようにということで、住民の方がわかりやすく、また利用しやすい制度にしていくということを述べさせていただいておりますので、ここでご心配の人材の確保と並行して制度的にも運用を進めていきたいと考えております。

部会長 また表現についてはご検討いただけるということです。「多様な」という一言ですが、いろいろなことを保育園がすると。今後、地域包括もつくるということなので、本当に大変だろうなと思います。

委員 39ページの5-2-③ですが、地域とともにある学校づくりを推進ということが出ています。第1章でも言いましたが、これに関して問題点として、小学校の学区の変更が必ず出てきます。単に建物のキャパから学校を変更されると、地域とともにある学校づくりを長期的な面で推進していくということが困難になる場面が出てきます。こういうことを書かれるのであれば、やはり小学校の学区の変更は簡単にはやっていただきたくないという意見です。

担当課 現時点で校区の変更という計画は、今のところはございません。ただ、先ほど学校のキャパシティの問題で校区変更はあまりしてほしくないというご意見ですが、我々も当然そうだとは思っておりますが、どうしても施設的に不可能な場合、あるいはこちらに変更したほうが後々生徒たちが良い教育環境を受けていただくために必要性がある場合については、やはり必要に応じて校区変更も考えていく必要があると思っております。

委員 学校のキャパというか、小学校へ上がる子どもがいつどれだけ増えるか、あるいは減るかは数年前からわかっている話なので、それを校区の変更で補うことは、全く考え方がおかしいと思っております。それは絶対にやめていただきたい。それが意見です。

委員 学区の話も含めてですが、基本構想のところでも人口が3万3,000人まで最大だろうと予測を立てているにもかかわらず、学童保育の施設を必要に応じて拡充するとか、学校施設を必要に応じて拡充するみたいな表現が一切書かれていません、教育のところでも。学校施設の維持は書かれています。で、第四次でも維持だけ書かれていました。保育、キャパシティオーバーでもうあふれて、予想以上のキャパシティが来ましたと、待機児童が大阪府はワーストワンで3年間連続という状況ですが、もう何千人増えるって予測は立っているわけじゃないですか。何人増えるかも細かい数字も出しています。だから、保育園をこれだけ増やしますという方向性も出しています。ただ、学童とか学校施設、そして学区変更も含めて何のシミュレーションもしてない。私はずっとシミュレーションしてください、そうじゃないと責任持って10年間の計画立てられませんと、学童についても小学校について、中学校も絶対キャパオーバーします、私の見立てでは、西側開発が進んでいけば。それで、この10年何も計画を立てませんという計画案が出ていて、総合計画審議会ですらそういう意見出しているのにシミュレーションを出してくださいと言うと、シミュレーションするつもりはありませんと。理由は何ですか

と、しないからしないですって答えないというせりふだけが返ってきて、これどういうことなんだらうと、町の姿勢として。町長にも聞きたいですが、シミュレーションを第1回のときから言っていますが出していただけでなくて、ここの記述にも学区変更にも検討ができないような状態で今ここの項目を議論してくださいというふうに、人口が増える予測です、3万3,000人まで。2万9,500人でした、10年前。今3万1,500人までいきました、この10月で。さらに最大3万3,000人、じゃあどうするつもりですかと。なぜシミュレーションしないですか。それ答えていただきたい。ずっと出てくると思っていました。記述にも何か反映されると思っていました。一切されません。これ信じられないです、この10年間の総合計画つくる上で。責任持てません、これでは子どもの世代に。

部会長 具体的に今おっしゃったような部分は、まずシミュレーションすべきだということですね。

委員 そうです。シミュレーションしないと学区変更も、何年前からわかっているのではと聞いていますが、直前になるまで公開しませんというのがこれまでの町の姿勢です。もう明らかに人口が増えるとわかっていると思います。

部会長 今の部分は35ページでしょうか。

委員 35ページの学童保育に対する指導員の資質向上しか書いてないことがまず不十分ということと、39ページに学校施設の維持補修だけ書いていて、適切な整備のような言葉が書かれていなくて、どれぐらいの整備が必要かということもシミュレーションしていただきたいと言っています。保育園の園児については細かい数字まで出しています、だから保育園の整備計画を出しています。なぜ学校施設、学童は出さないのですか。3万3,000人が来る前提で保育園は出しています。だから保育園の整備拡充は書けます。一番心配なことが今回庁舎の建替え方針を出していて、32億円で建替えまで決まっていたのですが、残念ながら第三小学校の耐震補修していないため、それを緊急で実施するという方針が出て、この庁舎の補修のお金がないため延期しますと、災害防災拠点の庁舎も耐震工事できてないですが、今そういう状況で、後からまたこういうのが必要だからと、それも今、第三小学校はキャパシティーが増えるわけではないです。補修するだけで何億円が使われるというところで、シミュレーションしないとこの10年の計画も責任持って議論できないじゃないですか。

部会長 現状について、事務局いかがですか。

担当課 学校につきましては、今回全町域で1,500から2,500増えると、幅が広いですが、この間で増えると。これは子育ての世代だけではなく、全ての世代を含めて人口が増えると予測しております。現実問題として、学校の児童数はもう少し直前にならないと、どれぐらいの児童が増えるかということは読めない状況でございます。その中でいきなり金額がいくら必要かどうかというお話をされても、現時点においてはシミュレーションはできないことから、今現時点においてはしていないというお答えをさせていただいております。

委員 建設費もですが、どれぐらいの整備が必要か。人口推計の人員構成は、年代ごとに出しています。だから保育園の整備計画は出せています。どれぐらいの整備が必要か、この人口の幅に応じてどういうオプションを持っているかということは、なぜ出すことができないのかということをお答えいただきたい。金額を出せませんという、まずそれの前の段階です。

部長 この部会に出すかどうかですか。

委員 そうですね。この部会に出したらいいのではないのでしょうか。

担当課 全体として人数が増えると予測しています。学校は校区がありますので、一概にその校区で何人、何人という部分がどうしても最終的には必要になってまいります。そのため、現時点においてはどの学校で教室がどれぐらい足りるか足りないかという話ができないので、施設整備が今後どれぐらい要るか要らないかということは、現時点ではシミュレーションができないということです。

委員 現時点では3カ月前も言っていましたが、いつやられるんですか。

部長 現時点ではできないという回答ですが、私どもはこの総合計画を作りますが、今我々が委任された中で、例えばワードとしてどういう部分に計画の言葉として、どこか何か修正できる部分があればご提案いただければと思います。例えば「学童保育のニーズは高まっており、それに対応するための指導員の確保が必要です」という文言がありますが、今委員がおっしゃったことを反映できるような何かワードがあればと思います。

委員 指導員の確保も書いていません。資質を向上と書いているだけです。

部長 35ページには書いてありますが、36ページには書いてないため、こっちも書くべきですね。

担当課 36ページの、今ご指摘いただきました「学童保育のニーズに対応できるよう保育を担う指導員の資質向上に努め、安定した保育サービスを提供します」という部分についてですが、前段でその課題ということで指導員の確保については、保育士同様、問題意識は持っていたわけですが、36ページの後段の安定した保育サービスの提供につきまして、保育士の確保を包含して記述しておりましたが、一定この表現につきましては再考します。

部長 指導員を確保しないとサービスができませんので、施策の方向のほうにも反映いただければと思います。

委員 町が出した予測では、学童保育入室児童の第三小学校の今73人が166人になるという予測を出しています。当然、学童保育室は足りません。足りなくなった時にきちんと拡充することを書いておかないと、それは施設も拡充されないと。その明確化も必要だ

と思います。

担当課 今ご指摘いただきました学童保育について安定した保育サービスをとるところと、総合計画と別の会議で、昨年4月時点で学童保育、三小の73人に対しまして、最大値で166人という数字を、今から大分先ですが令和15年度の見込みで出しております。ただ、これも町内全域における年代ごとの推計人口は算定できると思いますが、地域ごとで校区があるため、保育については園区というものはありませんから、町内全域での見込みを算定することについては一定できますが、学校の学童保育室についてはそういった区域割があり、1つ制約があると考えてはおります。ただ、今後保育同様に現行の人数よりもさらに増えていくことが、近々になりましてそういった数字が判明しましたら、そういった確保策については講じていくということで、記述についても再検討させていただきたいと思います。

部会長 37ページの参考指標に、学童保育の待機児童数はゼロと書いてありますので、一番明確ではないでしょうか。

委員 そのための施設が必要になれば必要に応じて整備すると書いておかないと、私としては二の舞になると思います。この10年に人口が1,000人増えましたが、保育園の整備が追いつかず、保育園の整備について前の計画でも書かれていなかったのです。

あと39ページ、学校施設の維持・補修については書かれていますが、これも最大2,500人人口が増えるとのことで、足りなくなったときの整備の拡充は書いて検討しておかないと、拡充は、すごくお金がかかります。第四小学校の拡充のときも補助金がほとんどおらず、90%以上が町の支出です。8億円、9億円支出しましたが、今でも庁舎整備にお金がないと先送りだと言っている状況で、どうしていくのかすごく不安です。これだけ人口が増えて、中学校のキャパシティがオーバーしたときについても、中学校は2校しかないのです、きちんと書いておかないといけないと思います。

部会長 先ほどの待機児童数については、明確に参考指標ゼロとしてあるので、これが一番明確だと思います。ただ、そのための体制整備についての文言が少し足りないのではないかというご意見ですね。それについては、当然ながら具体策として、待機児童数をゼロにするためには施設も必要ですし、そのための人員も確保しなければいけません。そのための方法論をどこまで明記するかについては事務局にお願いをしたいということと、39ページにつきましては中学校等ですね、今後校舎の建てかえも含めて、財政の問題ですね。国費はつかないでしょうか。

委員 ほとんど持ち出しです、第一小学校は、90%以上持ち出しでしょ。

事務局 そういう制度も年によってまた変わってくるので、どういう補助制度もできるかもわかりません。これまでも言うておりますが、義務教育は待機というわけにはいきませんので、それも含めて最優先で取り組んできたということが今までの現状です。今言われたように施設整備については、きっちりこれまでも義務教育ということを念頭に置いて整備をしていくということはいろいろな機会に言うておりますので、今のご指摘も踏まえて、記載の方法については再度

検討させていただきたいと思います。

部会長 おそらく人口増に伴う教育に対する準備についてのご懸念だと思います。その方法については当然財政、それと記載をするかどうかということも含めて、国の制度は非常にややこしいです。一般会計からは支出しているかもしれませんが、当然人口が増えることによる税収の増加分と、それと国からの起債することによって地方交付税が付きまますので、実際の負担分というものはもう少し計算しないといけないかと思いますが、義務教育ですので、これは当然確保していただかないといけないと思います。委員の懸念も当然承知していると思うので、あとはこの総合計画の文言にどれだけ具体的に書けるだろうかということだと思います。例えばこの部分を修正ということでしょうか。

委員 児童数の増加に応じて学校施設整備、拡充についても取り組むといった表現を書いてないと、それは無責任な計画になると先ほどから言っています。だからそこはちゃんと書いてほしいということと、残念ながらシミュレーションを出していただけなかったのですが、いつ出すかだけ聞かせてください。今の時点では出しませんであれば、それは長期計画10年間やって、そのための議論の中でどこをめどに町は出すのかということを知りたいです。町長に聞きたいです。

委員 ボランティアで二小と四小の学童の時間外のお遊び相手でおもちゃづくりというものをやっていたり行かせていただいていた。四小は、きれいな学童施設に建て直しができました。人数が増える等があれば、こういうふうに施設をちゃんときれいにしていけるとわかっています。二小が、今2つのお部屋で分かれていて先生方が一生懸命見てくださっていますが、別に子どもたちは不便といったことを私が行っているときには感じなかったの、やはりいろいろ考えてやってくださっていると思います。ただ、学区の変更ですが、三小は他地区から来ている方がおられますが、その方々の話を聞くと、お友達がこっちだからこっちに来ていますが、地元に戻るとつながりがないということ、自治会や子供会に少し入りにくいという話を聞くことがありますので、選択制の部分は必要でしょうか。少しそこが疑問です。

担当課 最後の校区の弾力化についてお答えさせていただきます。平成16年ぐらいから導入しており、導入してから15年以上経過してきております。当時は、学校の大規模化の解消などに対応するため変更すると、異なる通学区域にある学校のほうが距離的に近い地域があったために弾力化を導入したと聞いております。15年ぐらい経過しているので、これについては今後見直しということは当然必要なかなと思っております。

それから別の委員からもありましたように、学区変更はあまりしてほしくないというご要望もありましたが、町として、先ほどから出ているように、小学校、中学校は義務教育ですので必ず受け入れはしないといけないので、受け入れするに当たりどういう方法が一番いいのかも含めて、校区の弾力化は今後見直しをかけていく必要があると考えております。

部会長 シミュレーションに関しては、前提条件が整っていないからということですか。

委員 保育園は整備計画を出しています。

担当課 先ほどのお答えと同じようになりますが、あくまでも保育所は全域で、全体の人数で保育人数がどれくらいあるのかということに数字を出しています。学校の場合になると、校区、その地域でどれくらい人数が増えるのか減るのかを踏まえた上でシミュレーションして、学校の施設の規模が最終的には決まっています。特に今後10年という形でおっしゃられていますが、その間にいろいろな形で開発等がなされていく場合には、当然増減の大きな要因が出てきますので、もう少し直近になってこないか、大規模開発をした後は、特に就学前のお子さんたちが増えてきますので、小学校のほうについてはもう少し先にならないと数字がわからないところがあります。そのため、現時点においてシミュレーションはできないということです。我々も、もう少し先にいろいろな町内での開発等がある程度進んできて、これくらいになるであろうという見込みが出てくれば、それに基づいて施設整備等はしていく必要があるということで、現時点において今、いつシミュレーションをして数字をお示しするという確約はできないということです。

委員 町長に聞いてください。

町長 シミュレーションですが、説明は今言ったとおりだと思います。技術的な部分で、いつになったらこの校区にどれくらいの人数がという点について、シミュレーションの手法も含めてですが、私自身がそれをできるわけではないので、今すぐにいつだっただけだとお答えはできませんが、教育委員会と話をし、できるだけ早く出せるようにということについては言っていきたいと思っております。

部会長 今後の進行としては、来週までに総合計画の文言案を事務局からご提案いただいて、それで我々がこれでいいかどうかということをもう一度確認をするという形にしたいと思っております、この部分特に変えてほしいといったところがあればお願いします。

委員 信頼された教職員を育成するための研修の充実ということが39ページ、5-2-①「教育環境の充実」のところに書かれています。私も教員をしていましたが、授業や準備に集中できる環境を整備するとき、今国でも言われていることは教職員の働き方改革です。部活動問題をどうにかしようということも国の方針であると思っておりますが、やはり教職員の負担軽減ということをここに書かないと、充実した教育は絶対行えないと思っております。国の流れとしてもそうなっています。私が教員になった時も驚いたことは、教員の3分の1ぐらいが部活動をするために教員になったという人が多いです。だから部活動取り上げるなということがまずあって、教員の中で部活動したいという人たちが結構大勢いるという状況の中で、教員の負担軽減、特に部活動の軽減ということは外部の指導者を入れていくという流れはこれから絶対強まると思っておりますが、それは具体的に書けないと思うので、部活動問題で教員の負担軽減ということはぜひ入れていただきたいと思っております。

部会長 働き方改革では少し弱いですか。

委員 薄いと思います。本丸が部活動です。

委員 部活動で先生は一生懸命やったださって、これはやらないといけないと思ってやったださっている先生もたくさんおられるので、働き方改革でいいのではないのでしょうか。

委員 そこに関しては、地域等の結びつきのところを、地域とともにある学校づくりの中に入れ込むとか、あとは他の委員がおっしゃったような指導者の養成をするということに加えていただいて、ぜひとも前向きにやっていただいて、先生方もすごく大変なのは肌を感じていますので、それを少しでもアシストできるような感じで、それは強制でなく、いろいろな選択肢があったらいいかなと思います。

もう、1つ申し上げます。36ページの5-1-⑥「子どもの権利擁護と安全確保」ですが、「地域住民や関係団体・ボランティアなどと協働して」とありますが、安全ボランティアさんが、なかなか今集まりにくいので、この辺をどう町の行政の方はお考えなのかということと、それについてずっと書いてあって、犯罪や事故という少し怖い言葉もあります。これに関しては24ページですが、3-3-②のところ、「防犯カメラの設置の支援」とありますが、これは支援なのか、主体がどうなのかということが少しわかりにくいので、この辺のご説明をいただきたいと思います。人目につかない、交通量が多い通学路、やはり依然として多いです。今般いただいた資料に関しても交通事故41件、刑法に関する犯罪が119件とありますので、このあたり子どもの安心安全をしっかり確保、少なくとも学校の中、それから通学路、ここをしっかり手当てしていただきたいと思います。

担当課 安全ボランティアにつきましては、現在52名の登録をいただいております、年度によりましてはお辞めになられたりということで、確保の難しい現状ではあります。昨今では、町内の事業所さんにもご協力をいただいて、夕方ありますとか、子どもの下校時に清掃活動で出させていただいたりといった活動もお願いをしているところです。あともう1点は、町の皆さんに「ながら見守り」という形で今お願いをしております、ウォーキングに出られる、あるいは花の水やりをされる、あるいはジョギングに出られる、買い物に出かけられるという際に、登下校の時間帯を選んで行っていただけたらというような声かけもさせていただいております、これにつきましては登録をするしないは関係なく、その時間帯に合わせて防犯の意識を持って子どもたちを見守るという形で、これも1つの子どもの安全見守りにつながっていくのではないかと考えておりますので、この辺をまた推進してまいりたいと思っております。

委員 「ながら見守り」の声かけは聞いたことがなかったため、どういうふうに広報され、誰を対象にされていますか。

担当課 「ながら見守り」につきましては、全町民の方々に対してということで、9月の議会の際に答弁の中でまず発言をさせていただいたことがありまして、それを受けまして、ホームページ、あるいは広報、それから学校だより等で周知を随時していただいているところです。今後この内容については、安全ボランティアの募集とともに、並行して周知をしてまいりたいと思っております。

事務局 防犯カメラは24ページ(3-3)でして、こちらは第2部会の所管部分です。第2部会でも防犯カメラについてのご意見がありました。こちらについては、自治会への防犯カメラの設置補助をしておりますので、そちらの部分で支援などという形で書かせていただいた部分があります。一方で、町のほうで通学路に防犯カメラを設置もしています。その辺の表現については、第2部会でもそういったご意見が出て、今検討中という形です。

委員 ワードですが、先ほども言った部活動の軽減は入れてほしいです。教職員の人的な拡充、小学校の教員の方にも話しましたが、やはり少人数学級にしてほしいと思います。今、支援学級合わせて43人とか、島本町は多い状況の中でやっていて、教員の加配ということをちゃんと書いてほしいです。働き方改革のところです。39ページ。具体性がやはり必要だと思います。部活動の軽減や、教職員の人的な充実という書き方はできるのではないのでしょうか。私が就職する3年前に過労自殺の人が出ましたし、今、大阪府の教員の方が裁判、百何十時間のサービス残業で適応障害になって、私も百何十時間ぐらいありましたが、9時、10時帰りで。部活動やりたい人がやることは別にいいと思います。だから、見てもらったらわかると思いますが、スポーツ系等は全部若手にやらせています。何で若手教員に偏っているのかというと、そこは強制力があるからです。やりたい人がやっているわけではないという状況、いろいろそういう状況がある中で、部活動問題に何らかの対策は必要ということは国の方針でも今出ているので、それがどういう方向になるかということは10年間のこれからの施策だと思いますが、やはり教員の人数が足りていない問題と部活動の問題は、二大重要な課題だと思っています。

事務局 教員の人的な充実ということですが、ご承知のように学校の教員は府の職員です。一番には国の配置基準があって、それに大阪府独自の配置があります。それを越えると、これは全て町で配置をしないといけないところがあって、財政的な人件費等の負担がある中で、支援教育等の配置は頑張っやっていますが、町で全て人員配置を充実するということは少し厳しい状況にあるということは、委員の皆さんにご承知いただきたいと思います。言われた課題はたくさんあると思います、部活動もあるし、そのため休養日を設けたり、徐々には進んでいっている、その辺の書きぶりはまた調整をさせていただきたいと思います。

委員 文部科学省が出している方針で、学校以外の場での学習に対する支援の充実という形で、フリースクールとか不登校の対策の中で、学校の場合以外での学習などを民間のところと連携、協力を自治体として、教育委員会としてもやっていくという方向性を出している、その辺の文言を検討いただきたいです。

担当課 不登校に対する対応の支援の中身でございますが、今言われたように国の流れもありますし、島本町でもフリースクール等に準ずるいわゆる学習の場の提供、学校以外でその子が学習できる環境を整えるということは、委員がおっしゃったように進めているところです。現在もそういう施設に通って、それが学校の教育に準ずる形で出席日数として教育委員会の承認を得て、そういうふうに通っているお子さんたちもいますので、そういった流れについては、ここに書いてあるのは不登校に対する対応に取り組みますということであっさりとしているというご指

摘だと思しますので、また内容については検討させていただきたいと思ひます。そういった流れについては、教育委員会としても進めているということは知っていただけたらと思ひております。

委員 34ページ(4-5)で、町独自で各種講座とか教室を開かれることもすごく大事だと思いますが、そのような場ができるような、特に公民館とかふれあいセンターもそうですが、安く使えて、要するにアクセスしやすい形で場が提供できるということを今後10年間も続けていくことが島本の社会教育、生涯学習にとってかなり重要だと思います。そこは明確化させていただきたいと。島本の自主活動とか学習とか、いろいろサークル団体とかに対して、やはり一番大きいのは活動しやすいような場を提供しているということだと思います。そこを文言として明確に加えることが必要だと思います。

担当課 各種講座など教育委員会主体となって開いて、参加者を募ってというものもありますし、生涯学習関係団体ということで登録されて自主的に活動されている場合もあります。生涯学習関係団体に登録されてふれあいセンターなどを利用される時は減免ということで、費用を一定減免しているということもありますが、町財政との兼ね合いから今後減免を続けていくのか、もしくは正規の料金を負担していただくかなどについても検討が必要なところですので、この総合計画の中でどういった書きぶりにしていくかは検討させていただきたいと思ひます。

部会長 では、次回も議論があると思ひますので、今日の審議としては、ここで区切らせていただきたいと思います。

2 その他

部会長 案件2、その他につきまして委員の皆様から何かありますか。
事務局から何かありますか。

事務局 (次回日程の連絡)

部会長 第2回目の部会はこれで終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。

<終了>